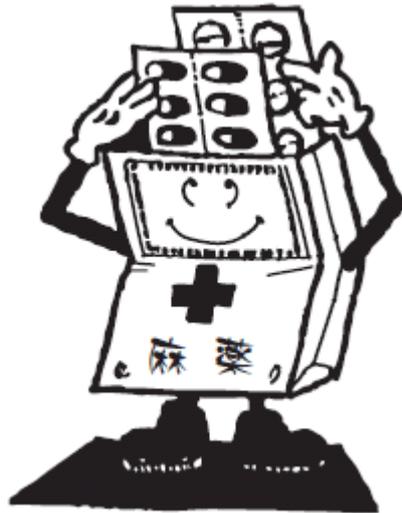


麻薬取扱いの手引

薬局用



平成28年3月改訂



東京都福祉保健局

麻薬小売業者事務手続一覧表

申請、届出の種類	添付書類	提出部数	参考事項
麻薬小売業者 免許申請書 [様式 1]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬局平面図 [様式 2] ・ 麻薬保管庫の立体図 [様式 3] ・ 申請者（法人役員）の診断書 [様式 4] ・ 業務分掌表 [様式 5]（法人が役員を画定する場合のみ） 	1	手数料4,600円 * （平成28年1月1日現在） （東京都保健所の場合）
麻薬小売業者免許証 返納届（免許証裏面）	免 許 証	1	15日以内に提出
麻薬小売業者免許証 記載事項変更届 [様式 6]	免 許 証	1	15日以内に提出
麻薬小売業者免許証 再交付申請書 [様式 7]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 免許証紛失の場合 …誓約書 [様式 8] ・ 免許証き損の場合 …き損した免許証 	1	手数料3,200円 * （平成28年1月1日現在） （東京都保健所の場合） 15日以内に提出
麻薬小売業者 業務廃止届 [様式 9]	免 許 証	1	業務廃止後 15日以内に提出
麻薬所有届 [様式 10]		1	業務廃止後 15日以内に提出
麻薬譲渡届 [様式 11]		1	① 業務廃止後50日以内に、都内の麻薬小売業者等に所有麻薬を譲渡した場合にのみ使用 ② 麻薬譲渡後15日以内に提出
麻薬廃棄届 [様式 12]		1	麻薬廃棄前に提出 廃棄は、麻薬廃棄届提出後、管轄保健所職員の立会いの下、原則薬局で実施
調剤済麻薬廃棄届 [様式 13]		1	調剤済麻薬廃棄後30日以内に提出
麻薬事故届 [様式 14]		1	麻薬の事故発生後速やかに提出
麻薬小売業者の届出 （年間届） [様式 15]		1	麻薬小売業者が毎年9月30日現在で作成し、同年11月30日までに提出
麻薬小売業者の届出 （年間届）訂正願 [様式 16]		1	麻薬小売業者の届出に誤りを発見した場合

申請、届出の種類	添付書類	提出部数	参考事項
麻薬小売業者間譲渡 許可申請書 [様式 17] (記載欄が不足する場合) 別紙様式 [様式 18]	<ul style="list-style-type: none"> 全申請者の麻薬小売業者免許証の写し 全申請者の麻薬業務所所在地の位置関係が分かる地図 各麻薬業務所間のおおよその距離及び移動に要する時間、移動手段を示した書類(同一区市町村内であれば不要) 	正本 … 1 副本 … 申請者と同数	申請窓口： 東京都福祉保健局健康安全 部薬務課薬事免許担当 手数料無料
麻薬小売業者間譲渡 許可変更届 [様式 19] (記載欄が不足する場合) 別紙様式 [様式 20]	<ul style="list-style-type: none"> すべての麻薬小売業者間譲渡許可書(原本) 許可業者の氏名・住所、麻薬小売業者の名称・所在地が変更した場合、書き替え後の麻薬小売業者免許証の写し 	正本 … 1 副本 … 許可業者と同数	提出窓口： 東京都福祉保健局健康安全 部薬務課薬事免許担当
麻薬小売業者間譲渡 許可申請者追加届 [様式 21] (記載欄が不足する場合) 別紙様式 [様式 20]	<ul style="list-style-type: none"> すべての麻薬小売業者間譲渡許可書(原本) 追加する麻薬小売業者免許証の写し 全届出者の麻薬業務所所在地の位置関係が分かる地図 各麻薬業務所間のおおよその距離及び移動に要する時間、移動手段を示した書類(同一区市町村内であれば不要) 	正本 … 1 副本 … 許可業者・追加業者の合計数	提出窓口： 東京都福祉保健局健康安全 部薬務課薬事免許担当
麻薬小売業者間譲渡 許可書再交付申請書 [様式 22]	<ul style="list-style-type: none"> 許可書紛失の場合 … 誓約書 [様式 23] 許可書き損の場合 … き損した許可書 	正本 … 1 副本 … 1	申請窓口： 東京都福祉保健局健康安全 部薬務課薬事免許担当 手数料無料
麻薬小売業者間譲渡 許可書返納届 [様式 24] (記載欄が不足する場合) 別紙様式 [様式 20]	<ul style="list-style-type: none"> すべての麻薬小売業者間譲渡許可書(原本) 	1	申請窓口： 東京都福祉保健局健康安全 部薬務課薬事免許担当

* 手数料は東京都保健所のもので、23区、八王子市及び町田市保健所での手数料は、直接、各保健所(P54の「資料2」参照)にお問い合わせください。

目次

I 麻薬小売業者免許と事務手続

1	免許	1
	(1) 麻薬小売業者免許	1
	(2) 麻薬施用者免許	1
2	麻薬小売業者免許申請	1
3	免許の有効期間	1
4	免許証の返納	2
5	免許証記載事項の変更	2
6	免許証の再交付	2
7	業務廃止及び業務廃止時に所有する麻薬の処理	3

II 麻薬小売業者の業務

1	譲渡と譲受	4
	(1) 麻薬卸売業者からの譲受	4
	(2) 麻薬処方箋を所持する者への譲渡	5
	(3) 患者又は患者の家族等から返却された調剤済麻薬の譲受	5
	(4) 麻薬業務の廃止に伴う譲渡・譲受	5
	(5) 麻薬小売業者間譲渡許可を得て行う譲渡・譲受	5
2	管理と保管	6
	(1) 管理	6
	(2) 保管	6
3	麻薬処方箋による調剤	6
	(1) 麻薬処方箋の記載事項	6
	(2) 法違反となる麻薬処方箋	6
	(3) 不備又は疑義のある麻薬処方箋の取扱い	7
	(4) 調剤した麻薬の交付	7
	(5) ファクシミリによる麻薬処方箋	7
	(6) 麻薬処方箋の保存	7
4	麻薬帳簿	7
	(1) 帳簿の設置及び保存	7
	(2) 帳簿の記載事項	7
	(3) 帳簿記載上の注意事項	8
5	廃棄と事故	8
	(1) 麻薬廃棄届	8
	(2) 調剤済麻薬廃棄届	9
	(3) 麻薬事故届	10
	(4) 廃棄・事故Q&A	11
6	麻薬小売業者の届(年間届)	12
7	麻薬小売業者間譲渡許可を得て行う譲渡・譲受	13
	(1) 麻薬小売業者間譲渡許可申請	13
	(2) 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間	13
	(3) 麻薬小売業者譲渡許可の変更	13
	(4) 麻薬小売業者譲渡許可の追加	14

(5) 麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付	14
(6) 麻薬小売業者間譲渡許可書の返納	14
(7) 譲受・譲渡に関する留意事項	14
(8) 記録	15
(9) 報告	15
(10) 書類の保管	15
8 その他	16
(1) 携帯輸出（輸入）	16
(2) 立入検査	16

Ⅲ 麻薬帳簿記載例

1 受入（麻薬卸売業者からの購入）と払出（麻薬処方箋による調剤）	17
2 麻薬廃棄届	17
3 麻薬事故届	17
4 患者等から返却された麻薬と調剤済麻薬廃棄届	18
(1) 元帳簿を使用する場合	18
(2) 品目ごとに口座を設けた麻薬廃棄簿を使用する場合	18
(3) 口座を設けない麻薬廃棄簿を使用する場合	18
5 秤量誤差の訂正	19
6 倍散・倍液の予製	19
7 コデイン、ジヒドロコデイン及びエチルモルヒネ（ジオニン）の帳簿	20
(1) コデインリン酸塩錠の場合	20
(2) コデインリン酸塩末を10%散に予製する場合	20
(3) コデインリン酸塩10%散を1%散に予製する場合	21
8 業務廃止時に都内の他の麻薬小売業者に麻薬を譲渡する場合	21

Ⅳ 様式集（コピーして申請、届出、帳簿の作成等に利用してください。）

..... 22～51

Ⅴ 資料集（麻薬業務の参考にしてください。）

資料1 東京都内の麻薬卸売業者一覧	52
資料2 問い合わせ先一覧	54
資料3 医療用麻薬一覧（50音順）	56
資料4 東京都薬務課Webページのご案内	59

I 麻薬小売業者免許と事務手続

1 免許（麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）第3条）

（1）麻薬小売業者免許

麻薬施用者が交付した麻薬を記載した処方箋（以下「麻薬処方箋」という。）に基づき、麻薬を調剤し、患者に交付するためには、業務所所在地の都道府県知事（特別区にあっては区長、保健所設置市にあっては市長）から麻薬小売業者の免許を受けなければなりません。

この免許は、薬局を開設していることが前提要件となります。

（2）麻薬施用者免許

医師、歯科医師又は獣医師（以下「医師等」という。）が、疾病治療の目的で、業務上麻薬処方箋を交付するためには麻薬施用者免許が必要となります。

麻薬小売業者は、麻薬施用者免許のない医師等が交付した処方箋による麻薬の調剤はできません（麻薬処方箋については、P 6 II 3「麻薬処方箋による調剤」参照）。

2 麻薬小売業者免許申請（法第3条）

免許の申請は次により行ってください。

【提出書類等】

- ① 麻薬小売業者免許申請書[様式1]……………1通
- ② 薬局平面図（麻薬保管庫の場所を明記してください。）[様式2]……1通 *1
- ③ 麻薬保管庫立体図[様式3]……………1通
- ④ 申請者（薬局開設者が法人の場合は、その業務を行う役員全員）
の診断書[様式4]（診断後1か月以内） } ……1通
- ⑤ 業務分掌表（法人が麻薬関係業務を行う役員を画定する場合） ……1通 *2
- ⑥ 開設者の印（法人の場合は、登記された代表者印）

【手数料】 4, 600円（平成28年1月1日現在、東京都保健所の場合） *3

【申請先】 管轄の保健所等（P 54の「資料2」参照）

【申請方法】 持参のみ（郵送は受け付けていません。）

*1 提出書類のうち「② 薬局平面図」及び「③ 麻薬保管庫立体図」は、継続申請で前回と変更がなければ省略できます。

*2 業務分掌表は代表者の記名押印により証明されたものでなければなりません。記載例は[様式5]を参考にしてください。

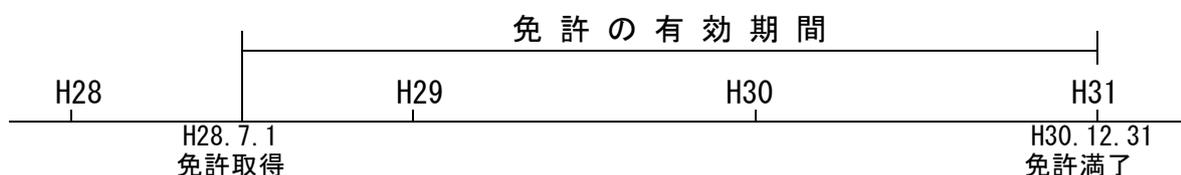
*3 手数料は東京都保健所のものです。23区、八王子市及び町田市保健所での手数料は、直接、各保健所（P 54の「資料2」参照）にお問い合わせください。

3 免許の有効期間（法第5条）（平成28年4月1日より改正）

免許の有効期間は、免許を受けた日から翌々年の12月31日までです。

麻薬を継続して取扱う場合は、3年ごとに新しく免許を受けてください。

新しく免許を受けなければ有効期間の満了後は、麻薬の取扱いができなくなり、不法所持になることもありますので注意してください。



I 麻薬小売業者免許と事務手続

4 免許証の返納（法第8条）

免許の有効期間が満了した場合又は免許を取り消された場合は、15日以内に免許証を返納しなければなりません。有効期間中に業務を廃止したときは、P3 I7「業務廃止及び業務廃止時に所有する麻薬の処理」の手続によってください。

【提出書類】

- ① 麻薬小売業者免許証返納届（免許証裏面）……………1通
- ② 麻薬小売業者免許証

【届出期限】 期間満了又は免許の取消後15日以内

【提出先】 管轄の保健所等（P54の「資料2」参照）

【提出方法】 原則、持参（管轄の保健所等に御確認ください。）

【Q】

麻薬小売業者免許の有効期間満了後も継続して業務を行う場合、どのような手続が必要でしょうか。

【A】

免許の有効期間満了前に新規免許申請時と同じ手続を行う必要があります。この場合、薬局平面図、麻薬保管庫立体図については、前回提出したものと変更がなければ、省略できます。

5 免許証記載事項の変更（法第9条）

薬局開設者の住所、氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称）又は薬局の名称を変更した場合は、変更後15日以内に免許証の記載事項を変更しなければなりません。

【提出書類】

- ① 麻薬小売業者免許証記載事項変更届[様式6]……………1通
- ② 麻薬小売業者免許証

【届出期限】 変更後15日以内

【提出先】 管轄の保健所等（P54の「資料2」参照）

【提出方法】 持参のみ（郵送は受け付けていません。）

* 薬局を移転する場合又は開設者を変更（個人⇒法人、親⇒子等）する場合は、新たに免許を取得する必要があります。

6 免許証の再交付（法第10条）

免許証を紛失又はき損した場合、15日以内に免許証の再交付を受けなければなりません。なお、免許証の再交付後に、紛失した免許証を発見した場合は、I4「免許証の返納」の手続により、発見後15日以内に発見した免許証を返納してください。

【提出書類】

- ① 麻薬小売業者免許証再交付申請書[様式7]……………1通
- ② 誓約書（紛失の場合）[様式8]……………1通
- ③ 麻薬小売業者免許証（き損の場合）

【手数料】 3,200円（平成28年1月1日現在、東京都保健所の場合）

【届出期限】 紛失又はき損後15日以内

【提出先】 管轄の保健所等（P54の「資料2」参照）

【提出方法】 持参のみ（郵送は受け付けていません。）

* 手数料は東京都保健所のもので、23区、八王子市及び町田市保健所での手数料は、直接、各保健所（P54の「資料2」参照）にお問い合わせください。

7 業務廃止及び業務廃止時に所有する麻薬の処理（法第7条、第36条）

次の場合は、業務廃止となり麻薬小売業者ではなくなります。

- ① 麻薬に関する業務を廃止した場合
- ② 麻薬小売業者免許の有効期間が満了した後、引き続き免許を受けなかった場合
- ③ 免許の前提となる薬局を廃止（移転、開設者の変更、開設者の死亡・解散又は薬局開設許可の更新をしなかった場合を含む。）した場合

以上の場合、麻薬に関する業務を廃止した薬局開設者（開設者が死亡・解散した場合は、相続人等届出義務者）は、業務廃止後 **15日以内** に麻薬小売業者業務廃止届及び麻薬所有届を提出してください。

また、業務廃止時に所有していた麻薬は、業務廃止後 **50日間** しか所持することができません。その後は不法所持となるおそれがありますので、50日以内に所有する麻薬を廃棄（手続は、P8 II5（1）「麻薬廃棄届」参照）するか、東京都内の他の麻薬小売業者（移転後の薬局、開設者変更後の薬局を含む。）又は麻薬診療施設（麻薬施用者が診療に従事する医療機関）に譲渡してください。

【提出書類】 *1

- ① 麻薬小売業者業務廃止届[様式9]……1通
- ② 麻薬小売業者免許証
- ③ 麻薬所有届[様式10]……1通 *2
- ④ 麻薬譲渡届[様式11]……1通（麻薬を譲り渡した場合）
- ⑤ 麻薬廃棄届[様式12]……1通（麻薬を廃棄する場合） *3

【届出期限】

- ① 麻薬小売業者業務廃止届[様式9]……業務廃止後15日以内
- ② 麻薬所有届[様式10]……業務廃止後15日以内
- ③ 麻薬譲渡届[様式11]……麻薬譲渡後15日以内
- ④ 麻薬廃棄届[様式12]……麻薬廃棄前

【提出先】 管轄の保健所等（P54の「資料2」参照）

【提出方法】 原則、持参（管轄の保健所等に御確認ください。）

- *1 届出提出の際は、麻薬帳簿をご持参ください。
- *2 麻薬所有届は、業務廃止時に麻薬の在庫がなかった場合も提出してください。
- *3 業務廃止に伴う麻薬の廃棄は、麻薬廃棄届提出後、管轄保健所等の職員立会いの下、原則薬局で行います。廃棄できるのは、業務廃止後50日以内ですので、麻薬廃棄届の提出は、速やかに行ってください。

<p>【Q】</p> <p>薬局を改築するため、一時的に仮店舗で営業したいと思います。新規に薬局開設許可申請は行いましたが、麻薬小売業者免許の取得も新たに必要でしょうか。また、この場合、所有する麻薬にはどのような手続が必要でしょうか。</p>	<p>【A】</p> <p>麻薬小売業者の免許は、業務所ごとに与えられますので、仮店舗において引き続き麻薬を取り扱うのであれば、新たに免許を取得する必要があります。また、旧店舗に関しては、業務廃止及び仮店舗への麻薬譲渡手続を行う必要があります。</p>
--	---

II 麻薬小売業者の業務

1 譲渡と譲受

麻薬小売業者における麻薬の譲渡・譲受は、原則として（1）から（5）に掲げる場合に限られます。したがって、**他の麻薬小売業者、病院又は診療所との貸し借り並びに麻薬卸売業者への返品をすることはできません。**

（1）麻薬卸売業者からの譲受（法第26条、第32条）

麻薬の譲受は、原則として同一都道府県内の麻薬卸売業者（東京都内の場合は、巻末の資料1参照）からに限られています。

譲り受けの際は、次の事項に十分注意してください。

ア 麻薬卸売業者へ麻薬譲受証を交付し、麻薬卸売業者からは麻薬譲渡証の交付を受けてください。麻薬卸売業者へ麻薬譲受証を交付することが、麻薬を譲り受ける前提条件となります。

イ 麻薬譲受証は、譲受者の責任において作成し、押印してください。

なお、譲受証に押印する印は、法人にあっては代表者印となりますが、支店等で代表者印が常置されていない場合は、代表者印に代わる麻薬専用の印（他の用務と併用する印は認められません。ただし、覚醒剤原料の印を除く。）でも構いません。印影が変形する可能性があるスタンプ印等は避けてください。この麻薬譲受証に使用する印は、事前に麻薬卸売業者に登録してください。

麻薬専用印の例



麻薬と覚醒剤原料を兼用する印の例



ウ 麻薬卸売業者から交付を受けた麻薬譲渡証は、2年間保存してください。万一、麻薬譲渡証を紛失又はき損した場合は、麻薬卸売業者から再交付を受ける必要があります。

なお、紛失した麻薬譲渡証を発見した際は、速やかに麻薬卸売業者に返納してください。

エ 麻薬を譲り受ける時は、麻薬譲渡証の品名、数量、製品番号と現品が相違ないか、麻薬の容器に政府発行の証紙による封かんがなされているかを確認してください。

オ 譲り受ける麻薬について、麻薬卸売業者立会いの下で破損等を発見した場合、麻薬卸売業者が、麻薬事故届を提出することになります。しかし、譲り受けた後に破損等を発見した場合、麻薬小売業者（薬局）が麻薬事故届を提出しなければなりません。

【Q】

近隣の診療所が麻薬の院外処方を行うことになりました。現在、診療所が在庫している麻薬を麻薬小売業者が譲り受けることはできますか。

【A】

診療所と麻薬小売業者間の麻薬の譲渡・譲受は原則としてできません。
また、廃棄の代行もできません。

(2) 麻薬処方箋を所持する者への譲渡（法第24条第10項、第25条）

麻薬小売業者は、原則として、麻薬処方箋の交付を受けた者に対し、その処方箋により調剤した麻薬を交付する以外に麻薬の譲渡はできません。（詳細は、P 6 Ⅱ 3「麻薬処方箋による調剤」参照）。

(3) 患者又は患者の家族等から返却された調剤済麻薬の譲受（法第24条第1項）

麻薬の交付を受けた患者又は患者の家族等から、施用中止又は死亡等の理由により施用する必要のなくなった麻薬を譲り受けることができます（他の麻薬小売業者、麻薬診療施設が交付した麻薬を含む。）。患者等から麻薬を譲り受けた麻薬小売業者は、それらの麻薬を廃棄し、廃棄後30日以内に「調剤済麻薬廃棄届」を提出してください（廃棄の手続は、P 9 Ⅱ 5（2）「調剤済麻薬廃棄届」参照）。

なお、麻薬小売業者が、患者に交付された麻薬を回収する義務はありません。しかし、患者等に服薬指導する際は、患者以外の者が服用しないこと及び不要となった場合は極力返却することを指導し、麻薬の誤飲や誤用を防ぐよう努めてください。

(4) 麻薬業務の廃止に伴う譲渡・譲受（法第36条第2項）

ア 麻薬小売業者の業務を廃止した薬局開設者（開設者が死亡・解散した場合は、相続人等届出義務者）は、業務廃止後50日以内であれば、東京都内の他の麻薬小売業者（移転後の薬局、開設者変更後の薬局を含む。）又は麻薬診療施設（麻薬施用者が診療に従事する医療機関）に、業務廃止時に所有していた麻薬を譲渡できます（譲渡後の手続は、P 3 I 7「業務廃止及び業務廃止時に所有する麻薬の処理」参照）。

イ 麻薬小売業者は、麻薬業務を廃止した東京都内の他の麻薬小売業者（移転前の薬局、開設者変更前の薬局を含む。）又は麻薬診療施設（麻薬施用者が診療に従事する医療機関）から、当該者が業務廃止時に所有していた麻薬を、当該者の業務廃止後50日以内であれば、譲り受けることができます。

なお、譲り受けた場合は、譲渡者が管轄の保健所等に提出した麻薬譲渡届の写しを譲渡者から入手し、他の麻薬関連書類と共に保管してください。

(5) 麻薬小売業者間譲渡許可を得て行う譲渡・譲受（法第24条第11項、規則第9条の2）

（平成28年4月1日より改正）

都道府県知事による「麻薬小売業者間譲渡許可」を取得した麻薬小売業者は、麻薬の在庫量不足で麻薬処方箋により調剤できない場合に限り、当該不足分を補足するため、共同で許可を取得した麻薬小売業者間で相互に麻薬を譲渡・譲受できます。

譲渡・譲受できるのは、麻薬小売業者間譲渡許可書に記載された「譲り渡しの期間」内に限ります。「譲り渡しの期間」は、許可取得日からその年の属する年の翌々年の12月31日（例：平成28年7月1日に許可を取得した場合、譲り渡しの期間は、平成30年12月31日）までですので、その後も引き続き麻薬の譲渡・譲受を行いたい場合、新たに許可を得る必要があります。

詳細は、P 13～15をご確認ください。

Ⅱ 麻薬小売業者の業務

2 管理と保管

(1) 管理（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）第7条、第8条）

医薬品医療機器等法第7条で、薬局には管理者（以下「管理薬剤師」という。）の設置が義務づけられます。麻薬小売業者では、管理薬剤師が医薬品たる麻薬の管理責任者となりますので、その薬局における麻薬の譲受、保管、交付等の管理は管理薬剤師が行わなければなりません。

(2) 保管（法第34条）

ア 麻薬は、薬局内に設けたかぎをかけた堅固な設備に保管しなければなりません。

なお、「かぎをかけた堅固な設備」とは、麻薬専用で金属製の施錠設備のあるもの等をいいます。重量金庫（概ね50kg以上）以外の保管庫は盗難防止のため固定する等、容易に移動できない状態にしてください。**（スチール製のロッカー、事務機の引き出し、固定されていない手上げ金庫等は不可）**

東京都では、2か所以上でかぎがかかる構造（シリンダー錠とダイヤル錠の組合せが望ましい。）の保管庫を設置するようお願いしています。

イ 薬局内の麻薬保管庫設置場所は、盗難防止を考慮し、人目につかず、関係者以外の出入がない場所を選ぶことが望まれます。

ウ 麻薬保管庫は麻薬専用としなければなりません。麻薬以外の他の医薬品、現金及び書類（麻薬帳簿等）等を一緒に入れることはできません。

エ 麻薬保管庫の鍵は、管理薬剤師等が責任を持って保管してください。また、麻薬保管庫は出し入れのとき以外は必ず施錠し、鍵を麻薬保管庫につけたままにしないでください。

3 麻薬処方箋による調剤

(1) 麻薬処方箋の記載事項（法第27条第6項、規則第9条の2）

麻薬施用者は、患者に麻薬処方箋を交付する場合は、その処方箋に次の事項を記載し、記名押印又は署名することとなっています。

- ① 患者の氏名、年齢（生年月日でも可）
 - ② **患者の住所**
 - ③ 麻薬の品名、分量、用法用量
 - ④ **麻薬施用者の記名押印又は署名**
 - ⑤ 処方箋の使用期間
 - ⑥ 処方箋の発行年月日
 - ⑦ **麻薬施用者の免許番号**
 - ⑧ 麻薬診療施設（麻薬施用者が処方を行った医療機関）の名称及び所在地
- * ②、④、⑦は、記載漏れが多い項目なので、必ず確認の上調剤してください。

(2) 法違反となる麻薬処方箋（法第27条）

次のような麻薬処方箋は、法違反となるため、これらの麻薬処方箋により麻薬を調剤し交付することはできませんので注意してください。

ア 麻薬施用者免許を取得していない医師等が交付した麻薬処方箋

イ 記載事項に不備のある麻薬処方箋

ウ 疾病治療以外の目的で交付された麻薬処方箋

エ 麻薬又はあへんの中毒者の中毒症状を緩和するために交付された麻薬処方箋

(3) 不備又は疑義のある麻薬処方箋の取扱い（薬剤師法第24条）

麻薬処方箋に疑義がある場合、当該麻薬処方箋を交付した麻薬施用者に問い合わせて、疑義を確認した後でなければ調剤できません。

麻薬処方箋に麻薬施用者免許番号が未記載の場合、当該麻薬処方箋を発行した医師等が、麻薬施用者免許を取得していない可能性がありますので、特に注意が必要です。

(4) 調剤した麻薬の交付（法第24条第10項、第25条、第30条第3項）

麻薬小売業者は、麻薬処方箋の交付を受けた者に対し、当該麻薬処方箋により調剤した麻薬を交付（譲渡）することができます。

また、麻薬処方箋により調剤して交付する麻薬は、政府発行の証紙で施された封を開封したものでなければなりません。

(5) ファクシミリによる麻薬処方箋（H18/3/31薬食監麻発第0331001号、H18/3/31事務連絡）

ア 麻薬小売業者があらかじめ患者等からファクシミリで電送された麻薬処方箋の内容に基づいて行う麻薬の調製等は、患者が持参する麻薬処方箋の受領、確認により、遡って調剤とみなされます。

イ 患者等へ麻薬を交付する際は、実物の麻薬処方箋を受領し、必ず内容を確認してください。

ウ 患者等が受け取りに来ない等の理由で麻薬を交付できない場合、当該麻薬は調剤前の麻薬として再利用できます。また、液剤等で再利用できず廃棄する場合は事前に麻薬廃棄届を管轄の保健所等に提出してください。（廃棄の手続は、P 8 II 5（1）「麻薬廃棄届」参照）

(6) 麻薬処方箋の保存（薬剤師法第27条、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第6条）

薬局開設者は一般の処方箋と同様、当該薬局で調剤済みとなった麻薬処方箋を調剤完了日から3年間保存しなければなりません。

なお、麻薬については、調剤後、管理上の再確認等で調査する必要性が生じる可能性もありますので、麻薬処方箋は、一般の処方箋と分けて保存すると便利です。

4 麻薬帳簿（法第38条）

(1) 帳簿の設置及び保存

麻薬小売業者は、麻薬業務所に帳簿を備え付けなければなりません。この帳簿は麻薬の取扱いがない場合も備え付けてください。

また、使い終わった麻薬帳簿は、最終記載の日から2年間保存してください。

(2) 帳簿の記載事項

麻薬小売業者は、麻薬帳簿に次の事項を記載しなければなりません。

ア 譲り受けた麻薬（患者又はその遺族から施用中止、患者死亡等の理由により譲り受けた麻薬を含む。）の品名、数量及びその年月日

イ 譲り渡した麻薬（麻薬処方箋により払い出したコデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類を除く。）の品名、数量及びその年月日

ウ 麻薬事故届を提出した場合は、届け出た麻薬の品名、数量及び事故年月日（届出年月日については備考欄に記載）

エ 廃棄した麻薬の品名、数量及びその年月日

Ⅱ 麻薬小売業者の業務

(3) 帳簿記載上の注意事項（実際の記載例はP 17 Ⅲ「麻薬帳簿記載例」参照）

- ア 品名、剤型、濃度別に口座を設けて記載してください。したがって、原末から倍散、倍液等を予製した場合は、帳簿の別ページ等にそれぞれの口座を設けて記載しなければなりません。
- イ 着脱式（ルーズリーフ等）の帳簿を使用する場合は、ページ番号を付してください。
- ウ 鉛筆等消えやすいものは使用せず、万年筆、サインペン、ボールペン等の字が消えないものを使用してください。
- エ 記載内容の訂正は、訂正すべき事項を二本線等により判読可能なように抹消し、そのわきに正しい数字等を書き、訂正した箇所に訂正者（管理薬剤師等）の印を押してください。修正液や修正テープは使用しないでください。
- オ 原則として、記載は、譲り受け又は譲り渡しの都度行ってください。
- カ 定期的に帳簿残高と在庫現品との確認を励行してください。なお、アヘンチンキの自然減量及び原末、倍散等の秤量誤差と認められるものについては、管理薬剤師等が他の職員の立会いの下で確認の上、帳簿の備考欄にその旨を記載し、立会者が署名又は記名押印することで訂正できます。
- キ 麻薬の受払い等の記録は、所定の要件（昭和57年5月31日薬麻第305号通知）を満たせばコンピュータで処理できます。その場合は、出力された印刷物をもって帳簿とみなします。

5 廃棄と事故

麻薬を廃棄する場合や麻薬の事故が発生した場合は、届出が必要となります。

麻薬を廃棄する場合、廃棄の対象となる麻薬の状態により、事前に届出後、管轄の保健所等職員立会いの下で廃棄する場合（**麻薬廃棄届**により処理する場合）、薬局で廃棄後30日以内に届出する場合（**調剤済麻薬廃棄届**により処理する場合）の2種類です。

また、麻薬の事故が発生した場合、発生後、速やかに**麻薬事故届**を提出しなければなりません。

(1) 麻薬廃棄届（法第29条）

麻薬廃棄届は、麻薬を廃棄する前に提出する書類です。また、麻薬廃棄届提出後に麻薬を廃棄する際は、必ず管轄保健所等職員の立会いが必要になります。したがって、**麻薬廃棄届で廃棄手続きを行うべき麻薬を麻薬小売業者が無断で廃棄した場合、法違反となりますので、十分注意してください。**

なお、麻薬廃棄届による麻薬の廃棄手続は、次により行ってください。

【対象麻薬】

- ① 古くなった麻薬
- ② 変質、汚染又は破損等により使用しなくなった麻薬
- ③ 使用の見込みがなく不要になった麻薬
- ④ 薬局で予製した麻薬
- ⑤ 調剤ミスした麻薬

【提出書類】 麻薬廃棄届[様式12]……………1通

【提出期限】 事前に届け出てください。

【提出先】 管轄の保健所等（P54の「資料2」参照）

【提出方法】 原則、持参（管轄の保健所等に御確認ください。）

【廃棄方法】 麻薬廃棄届提出後、管轄保健所等の職員立会いの下、原則薬局で行います。

* 帳簿の記入は、廃棄に立ち会った管轄の保健所等の職員が行います。（帳簿の記載方法は、P17 Ⅲ2「麻薬廃棄届」参照）

(2) 調剤済麻薬廃棄届 (法第35条第2項)

麻薬処方箋により調剤された麻薬を廃棄する際の手続きは、次により行ってください。

【対象麻薬】

- ① 患者が必要としなくなり、患者や患者の家族等から返却された麻薬
- ② 患者が死亡したため、患者の遺族等から返却された麻薬

【廃棄方法】 管理薬剤師等が、薬局の他の職員の立会いの下、焼却、放流等、麻薬の回収が困難な方法で行わなければなりません (規則第10条の2)。

【提出書類】 調剤済麻薬廃棄届 [様式13] …… 1通

【提出期限】 廃棄後30日以内 (30日以内であれば、その間の複数の廃棄をまとめて一つの届出書で提出しても構いません。)

【提出先】 管轄の保健所等 (P54の「資料2」参照)

【提出方法】 持参又は郵送 (郵送の場合は、簡易書留にしてください。)

* 調剤済麻薬廃棄届を提出した場合には、麻薬帳簿にその旨を記載し、調剤済麻薬廃棄届の写しを保管してください。(帳簿の記載方法は、P18 III4「患者等から返却された麻薬と調剤済麻薬廃棄届」参照)

◎ 調剤済麻薬廃棄届の記載例

調剤済麻薬廃棄届

免許証の番号	第4104060123号	免許年月日	平成27年1月1日	
免許の種類	麻薬小売業者	氏名	株式会社 丸都商事	
麻薬業務所	所在地	東京都立川市柴崎町2-××-××		
	名称	丸都薬局立川店		
廃棄した麻薬	品名	数量	廃棄年月日	患者の氏名
	オキシコンチン錠5mg	15T	27.5.29	佐藤 ○夫
	〃	4T	〃	山田 ○朗
	オキノーム散2.5mg	10包	〃	佐藤 ○夫
	アンペック坐剤10mg	3個	〃	高橋 ○子
	以下余白			
廃棄の方法	放流、焼却			
廃棄の理由	患者又はその家族からの返納分			
上記のとおり、麻薬を廃棄したので届け出ます。				
平成27年6月15日				
住所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号 ← 薬局開設者の住所				
氏名 株式会社 丸都商事 ← " の氏名				
代表取締役社長 東京 太郎 (印)				
東京都多摩立川保健所長 殿				

II 麻薬小売業者の業務

(3) 麻薬事故届（法第35条第1項）

麻薬小売業者が管理している麻薬に、滅失、盗取、所在不明、その他の事故があった場合は、速やかにその麻薬の品名、数量、その他事故の状況を明らかにするため必要な事項を届け出なければなりません。

【提出書類】麻薬事故届[様式14]……………1通

【届出期限】事故発生後速やかに

【提出先】管轄の保健所等（P54の「資料2」参照）

【提出方法】原則、持参（管轄の保健所等に御確認ください。）

*1 麻薬を盗取された場合は、すみやかに警察へも届け出てください。

*2 事故届を提出した場合には、麻薬帳簿にその旨を記載し、事故届の写しを保管しておいてください。（帳簿の記載方法は、P17 III3「麻薬事故届」参照）

◎麻薬事故届の記載例

麻 薬 事 故 届

免許証の番号	第4104060123号	免許年月日	平成27年1月1日
免許の種類	麻薬小売業者	氏名	株式会社 丸都商事
麻薬業務所	所在地	東京都立川市柴崎町2-××-××	
	名称	丸都薬局立川店	
事故が生じた麻薬	品名	数 量	
	10%モルヒネ塩酸塩散	0.5g	
	以下余白		
事故発生の状況 (事故発生年月日、 場所、事故の種類)	平成27年6月20日午後2時頃、患者山田○夫へ調剤するため、保管庫から取り出した10%モルヒネ塩酸塩散を薬剤師の田中○子が秤量していたところ、誤って飛散させ、床に落ちた0.5gが回収不能となった。		
上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。			
平成27年6月25日			
住所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号 ← 薬局開設者の住所			
氏名 株式会社 丸都商事 ← " の氏名			
代表取締役社長 東京 太郎 (印)			
東京都多摩立川保健所長 殿			

(4) 廃棄・事故Q & A

[Q 1] 調剤ミスにより、使用できなくなった麻薬については、どう処理すればよいですか。

[A 1] 調剤ミスは、「麻薬処方箋による調剤」ではないため、当該麻薬は、法第29条に規定する「麻薬処方箋により調剤された麻薬」に該当しません。したがって、麻薬廃棄届により廃棄することとなりますので、廃棄する前に「麻薬廃棄届」を提出の上、管轄保健所等の職員立会いの下に廃棄してください。

[Q 2] 在宅の患者が死亡し、飲み残した麻薬が返却された場合は、どう処理すればよいですか。

[A 2] 在宅の患者が死亡し、遺族等から譲り受けた麻薬については廃棄することとなります。この麻薬は、麻薬処方箋により調剤された麻薬となりますので、薬局の他の職員の立会いの下に焼却、放流等回収困難な方法で廃棄し、廃棄後30日以内に「調剤済麻薬廃棄届」を提出してください。

また、麻薬帳簿には麻薬卸売業者から購入した数量と区別できるように、その麻薬の口座に返却された数量を()を付ける等の方法により記載し、備考欄に廃棄の立会者が記名押印又は署名をしてください。

[Q 3] 在宅医療のために交付された麻薬注射薬が患者等から返却された場合、廃棄に際して、「麻薬廃棄届」や「調剤済麻薬廃棄届」は必要ですか。

[A 3] 返却された麻薬注射薬を廃棄する場合、「麻薬廃棄届」や「調剤済麻薬廃棄届」の提出は、必要ありません(平成10年12月22日医薬麻第1854号通知)。

ただし、返却された麻薬注射薬以外の麻薬(内服薬、貼付剤等)については、廃棄後30日以内に、「調剤済麻薬廃棄届」を提出する必要があります。

[Q 4] 在宅医療のために交付された麻薬注射薬を廃棄する場合、帳簿にはどのような事項を記載すればよいですか。

[A 4] 返却を受けた麻薬小売業者は、麻薬の品名及び数量、返却及び廃棄年月日並びに返却した患者の氏名等について記載してください。なお、帳簿の様式は麻薬廃棄簿(〔様式28〕又は〔様式29〕)を利用すると便利です。

[Q 5] 開封したばかりの塩酸モルヒネ末5gを誤って床に落としてしまい、その全部を飛散させてしまいました。急いで回収しましたが、4.5gしかありません。どのような処置が必要でしょうか。

[A 5] 回収した塩酸モルヒネ末4.5gについては、汚染されていると思われるので、「麻薬廃棄届」を提出後、管轄保健所等の職員立会いの下、廃棄することとなります。また、回収できなかった塩酸モルヒネ末0.5gについては別途「麻薬事故届」により、速やかに届け出てください。

II 麻薬小売業者の業務

6 麻薬小売業者の届（年間届）（法第47条）

【提出書類】麻薬小売業者の届[様式15]……………1通

【記載内容】

- ① 前年の10月1日現在に所有していた麻薬の品名・数量
- ② 前年の10月1日からその年の9月30日までの間に譲り受けた麻薬の品名・数量
- ③ 前年の10月1日からその年の9月30日までの間に患者に交付した麻薬の品名・数量
- ④ その年の9月30日現在に所有する麻薬の品名・数量

【記載上の注意】

- ① 「品名」欄は略名を使用せず、原末等から倍散、倍液を調整した時は、剤形・規格別に記載してください。
- ② 「単位」は、次の例を参考に、数量の特定が可能なものを記載してください。
例：原末・散剤…g、mg 錠剤…錠、T カプセル剤…cap 分包製剤…包
坐剤…個 貼付剤…枚 チンキ剤・液剤…mL 注射剤(アンプル)…A
注射剤(シリンジ)…本 注射剤(バイアル)…V、mL
- ③ 「備考」欄は、(ア)「麻薬廃棄届」により処理した数量、(イ)「麻薬事故届」により届出した麻薬の数量、(ウ)その他(帳簿訂正により訂正した数量など)について記載してください。
- ④ 該当期間中に麻薬を所有しなかった場合も、「所有なし」と記載して届け出てください。
- ⑤ 記載欄が足りない場合は、この用紙を複写して御使用ください。
- ⑥ 必要事項を記入、押印の上、写しをとって「控え」として保管してください。
- ⑦ 提出した年間届に誤りを発見した場合、訂正の必要がありますので、「麻薬小売業者の届（年間届）訂正願」[様式16]により届け出てください。

【届出期限】毎年10月1日から11月30日まで

【提出先】管轄の保健所等（P54の「資料2」参照）

【届出方法】持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留にしてください。）

◎ 麻薬小売業者の届（年間届）の記載例

平成27年麻薬小売業者の届

品名	単位	H26年10月1日現在麻薬所有数量	H26年10月1日からH27年9月30日までの譲受及び譲渡麻薬		H27年9月30日現在麻薬所有数量	備考
			譲受麻薬数量	譲渡麻薬数量		
アヘンチンキ	mL	7.0	50.0	47.5	7.5	-2.0mL 帳簿訂正
パシーフカプセル30mg	cap	48	0	0	0	48cap 廃棄 H27.6.1
オプソ内服液5mg	包	0	60	49	11	
コデインリン酸塩末	g	5.0	50.0	※30.0	25.0	※10%散こ子製
10%コデインリン酸塩散	g	10.2	※300.0	291.6	18.6	※原末から子製
オキシコンチン錠5mg	T	220	400	504	115	1 T紛失
デュロテップMTパッチ2.1mg	枚	12	50	42	20	
		以下	余白			

7 麻薬小売業者間譲渡許可を得て行う譲渡・譲受（法第24条第12項第1項、規則第9条の2）（平成28年4月1日より改正）

都道府県知事による「麻薬小売業者間譲渡許可」を取得した麻薬小売業者（以下「許可業者」という）は、麻薬の在庫量不足で麻薬処方箋により調剤できない場合に限り、当該不足分を補足するため、共同で許可を取得した麻薬小売業者間で相互に麻薬を譲渡・譲受できます。なお、いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る麻薬業務所の所在地が同一都道府県内である必要があります。

許可を得ずに譲渡・譲受した場合は法違反となりますので十分注意してください。

(1) 麻薬小売業者間譲渡許可申請（法第24条第12項第1号）

【申請できる麻薬小売業者の数、移動時間について】

同一区市町村内の麻薬小売業者で申請する場合に限り、申請できる麻薬小売業者の数及び移動時間に係る制限はありません。区市町村（都内に限る）をまたいで麻薬小売業者が申請する場合は、10事業者までとし、麻薬小売業者間の移動時間は30分以内（移動手段は不問）とします。

【提出書類】

- ① 麻薬小売業者間譲渡許可申請書【様式17】（正本）……………1通
- ② 麻薬小売業者間譲渡許可申請書【様式17】（副本）……………申請者と同じ部数
- ③ 全申請者の麻薬小売業者免許証の写し……………各1部
- ④ 全申請者の麻薬業務所所在地の位置関係がわかる地図……………1通 *1
- ⑤ 各麻薬業務所間のおおよその距離および移動に要する時間、移動手段を示した書類（区市町村を超える場合のみ）……………1通

*1 縮尺がわかるものを利用し、業務所の位置がわかりやすいように朱書き等で印をつけてください。

【申請先】 東京都福祉保健局健康安全部薬務課薬事免許担当（03-5320-4503）

【申請方法】 持参または郵送（郵送の場合は簡易書留にしてください。）

(2) 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間（規則第9条の2第4項）

許可の日からその日の属する年の翌々年の12月31日までです。有効期間満了後も、継続して譲渡・譲受を行う場合は、新しく許可を受けてください。

(3) 麻薬小売業者間譲渡許可の変更（規則第9条の2第6項）

以下に該当する場合は、速やかに届け出なければなりません。

- ア 許可業者のいずれかに係る麻薬小売業者の免許が失効したとき
- イ 許可業者のいずれかが他の許可業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき
- ウ 許可業者の氏名、住所もしくは麻薬業務所の名称、所在地に変更を生じたとき

【提出書類】

- ① 麻薬小売業者間譲渡許可変更届【様式19】（正本）……………1通
- ② 麻薬小売業者間譲渡許可変更届【様式19】（副本）……………許可業者と同じ部数
- ③ すべての麻薬小売業者間譲渡許可書（原本）……………1セット
- ④ 許可業者の氏名、住所もしくは麻薬業務所の名称、所在地に変更を生じた場合、書き替え後の麻薬小売業者免許証の写し……………1通

【提出先】 東京都福祉保健局健康安全部薬務課薬事免許担当（03-5320-4503）

【提出方法】 持参または郵送（郵送の場合は簡易書留にしてください。）

Ⅱ 麻薬小売業者の業務

(4) 麻薬小売業者間譲渡許可の追加（規則第9条の2第7項、第8項）

有効期間内に当該許可業者以外の麻薬小売業者を新たに加える必要のあるときは、事前に届け出なければなりません。

【提出書類】

- ① 麻薬小売業者間譲渡許可追加届[様式21]（正本）……………1通
- ② 麻薬小売業者間譲渡許可追加届[様式21]（副本）
……………許可業者、追加しようとする麻薬小売業者の合計数
- ③ すべての麻薬小売業者間譲渡許可書（原本）……………1セット
- ④ 追加する麻薬小売業者の麻薬小売業者免許証の写し……………1通
- ⑤ 全届出者の麻薬業務所所在地の位置関係がわかる地図……………1通
- ⑥ 各麻薬業務所間のおおよその距離および移動に要する時間、移動手段を示した書類（区市町村を超える場合のみ）……………1通

【提出先】東京都福祉保健局健康安全部薬務課薬事免許担当（03-5320-4503）

【提出方法】持参または郵送（郵送の場合は簡易書留にしてください。）

(5) 麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付（規則第9条の2第10項）

許可書を紛失またはき損した場合、速やかに許可書の再交付を受けなければなりません。

【提出書類】

- ① 麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書[様式22]（正本）……………1通
- ② 麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書[様式22]（副本）……………1通
- ③ き損した麻薬小売業者間譲渡許可書（原本）（き損の場合）……………1通
- ④ 誓約書（紛失の場合）[様式21]……………1通

【提出先】東京都福祉保健局健康安全部薬務課薬事免許担当（03-5320-4503）

【提出方法】持参または郵送（郵送の場合は簡易書留にしてください。）

(6) 麻薬小売業者間譲渡許可書の返納（規則第9条の2第11項）

以下に該当する場合は、返納届を提出し、許可書を速やかに返還してください。

- ア すべての許可業者が他の許可業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき
- イ すべての許可業者の麻薬小売業者の免許が効力を失ったとき
- ウ 許可書の再交付を受けた後、紛失した許可書を発見したとき

【提出書類】

- ① 麻薬小売業者間譲渡許可書返納届[様式24]（正本）……………1通
- ② すべての麻薬小売業者間譲渡許可書（原本）……………1セット

【提出先】東京都福祉保健局健康安全部薬務課薬事免許担当（03-5320-4503）

【提出方法】持参または郵送（郵送の場合は簡易書留にしてください。）

(7) 譲渡・譲受に関する留意事項

麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、許可業者間で麻薬の譲渡・譲受を行う場合、以下の点に注意してください。

- ・麻薬の在庫不足のために、麻薬処方箋により調剤することができない場合に限り、当該不足分を譲渡・譲受してください。
 - ・麻薬小売業者は、本許可に基づき他の麻薬小売業者に麻薬を譲り渡す場合には、麻薬処方箋の写し及び譲受人が作成した麻薬譲受確認書（[様式25]）の交付と引き換えに麻薬を交付し、同時に自らが作成した麻薬譲渡確認書（[様式26]）を譲受人に交付してください。

II 麻薬小売業者の業務

- ・上記により交付を受けた麻薬処方箋の写し及び譲受確認書または譲渡確認書は、交付を受けた日から2年間保存してください。
- ・譲渡・譲受を行う場所は、事故の未然防止の観点から、適切と考えられる場所で行ってください。
- ・麻薬の運搬については、それぞれの管理薬剤師またはその管理の下で業務に従事する者が行うこととし、配送業者や麻薬卸売業者等が行うことのないようにしてください。
- ・麻薬の交付を行う際は、譲渡側・譲受側の許可業者の双方が立ち会い、品目・数量、破損等の有無を直接確認してください。
- ・譲渡側の許可業者は、譲受側の許可業者が受領した麻薬処方箋に基づく予製行為を行うことはできません。
- ・麻薬の交付時まで破損等が確認された場合は、譲渡側の許可業者が事故届を提出することとし、交付後に破損等が確認された場合は、譲受側の許可業者において事故届を提出してください。

(8) 記録

許可業者は、許可業者間における麻薬の譲渡・譲受について、その品名、数量等について、麻薬帳簿に記載するとともに、その備考欄に譲渡・譲受の相手方の名称を併せて記載しなければなりません。

<譲渡側> (丸都薬局立川駅北口店)

品名	オキノーム散10mg			単位	包
年月日	受入	払出	残量	備考	
28. 1. 8			72	前帳簿から繰越し	
28. 1. 14		14	58	丸都薬局立川駅南口店に譲渡	

↓ ↓ ↓

<譲受側> (丸都薬局立川駅南口店)

品名	オキノーム散10mg			単位	包
年月日	受入	払出	残量	備考	
28. 1. 4			16	前帳簿から繰越し	
27. 1. 14	14		30	丸都薬局立川駅北口店から譲受	
28. 1. 14		30	0	○井 ○枝	

(9) 報告

許可業者は、他の許可業者との間で譲渡・譲受を行った麻薬の品名及び数量について、法第47条第2号の「譲り渡し、または譲り受けた麻薬の品名及び数量」として、毎年11月30日までに都道府県知事に届け出なければなりません。

(P12麻薬小売業者の届(年間届)を参照)

(10) 書類の保管

許可業者は、許可を受けた日から5年間、麻薬小売業者間譲渡許可書を保管しなければなりません。

II 麻薬小売業者の業務

8 その他

(1) 携帯輸出（輸入）（法第13条、第17条）

自己の疾病の治療のため麻薬を服用する必要がある患者が、外国に出かけたり（出国）、又は外国で飲み残しなどした麻薬を携帯して入国（帰国）する場合には、「麻薬携帯輸出（輸入）許可申請書」により申請し、厚生労働大臣に許可を受ければ、麻薬を携帯して出入国（輸出入）することができます。

このとき携帯する麻薬の数量についての制限はありませんが、申請時に麻薬処方量を記載した医師の診断書の添付が必要です。

麻薬を服用中の患者から問い合わせがあった場合は、厚生労働省関東信越厚生局麻薬取締部へ直接問い合わせるよう回答してください。

厚生労働省関東信越厚生局麻薬取締部

電話 03-3512-8691（許認可直通）

- *1 携帯輸出（輸入）は、「自己の疾病治療の目的で携帯して麻薬を輸出（輸入）」する場合に限り厚生労働大臣が許可することとなっており、本人以外の携帯や郵送等は認められていません。
- *2 携帯輸出の許可は、日本を出国する際に有効なものです。一部の国は、日本の「携帯輸出許可書」のみで入国が可能ですが、別途手続きが必要な場合もありますので事前に大使館や領事館に照会してください。

(2) 立入検査（法第50条の38）

ア 立入検査の目的

立入検査は、麻薬による事故の未然防止等の目的で行われるものであり、犯罪捜査のために行うものではありません。

イ 立入検査証の確認

立入検査を行う職員は、その身分を示す証票を携帯していますので、必ず提示を求め、確認してください。

<p>[Q]</p> <p>立入検査ではどのようなことが行われるのですか。</p>	<p>[A]</p> <p>麻薬の立入検査は、通常、管轄の保健所等が医薬品医療機器等法第69条に基づく薬局の立入検査と同時に行います。</p> <p>立入検査では、主に、次のような項目について検査し、麻薬小売業者において麻薬が適切に管理されているかを確認します。</p> <ul style="list-style-type: none">① 麻薬小売業者免許証の確認② 麻薬帳簿と麻薬譲渡証の照合③ 麻薬帳簿と在庫麻薬の照合④ 麻薬帳簿と麻薬処方箋の照合⑤ 麻薬帳簿と年間届の照合⑥ 廃棄・事故の麻薬帳簿への記載⑦ 麻薬保管状況の検査 <p style="text-align: right;">など</p>
--	--

Ⅲ 麻薬帳簿記載例（帳簿の様式は、【様式27】参照）

1 受入（麻薬卸売業者からの購入）と払出（麻薬処方箋による調剤）

品名	デュロテップMTパッチ2.1mg			単位	枚
年月日	受入	払出	残量	備考	
27. 10. 15	15		15	メトロ薬品世田谷支店 J1-2345~7	*1
27. 10. 19		7	8	○野 ○子	*2
27. 10. 21	5		13	メトロ薬品世田谷支店 J1-2398 10/22納品	*3

- *1 受入れの際は、購入先の麻薬卸売業者の氏名又は名称及び購入した麻薬の製品番号を備考欄に記載してください。
- *2 麻薬処方箋によって調剤された日をもって払出しの日として記載してください。また、麻薬を交付した患者の氏名を備考欄に記載してください。
- *3 受入年月日は、麻薬卸売業者が作成した麻薬譲渡証に記載された年月日を記載してください。麻薬譲渡証と麻薬の到着年月日が異なるときは、麻薬譲渡証の日付を受入年月日とし、備考欄に実際の到着年月日を記載してください。

2 麻薬廃棄届

品名	MSコンチン錠60mg			単位	T
年月日	受入	払出	残量	備考	
19. 7. 3	100		100	メトロ薬品八王子支店 U1-7203	
19. 7. 8		28	72	×田 ×之	
27. 2. 10		72	0	廃棄（廃棄届出年月日(27. 2. 4)） 廃棄に立ち会った保健所等職員の記名押印又は署名	

- *1 年月日欄には、保健所等職員立会いの下、麻薬を廃棄した年月日を記載してください。
- *2 備考欄は、廃棄に立ち会った保健所等の職員が記入します。

3 麻薬事故届

品名	オプソ内服液10mg			単位	包
年月日	受入	払出	残量	備考	
27. 7. 6			18	前帳簿から繰越し	
27. 7. 6	60		78	メトロ薬品八王子支店 P1-3999~4001	
27. 7. 8		21	57	◎野 ◎子	
27. 7. 9		1	56	紛失（27. 7. 10事故届提出）	

- * 年月日欄には事故発生日、払出欄には事故麻薬の数量、備考欄には事故の形態（紛失、流出、破損等）及び麻薬事故届の提出年月日を記載してください。

Ⅲ 麻薬帳簿記載例

4 患者等から返却された麻薬と調剤済麻薬廃棄届

(1) 元帳簿を使用する場合

品名	オキシコンチン錠5mg			単位	T
年月日	受入	払出	残量	備考	
27. 4. 22	200		200	メトロ薬品八王子支店 U1-5118, 9	
27. 4. 27		14	186	○藤 ○郎	
27. 5. 6		28	158	△田 △美	
27. 5. 6	(4)			返納(○藤 ○郎) 5. 29廃棄 6. 15調剤済麻薬廃棄届提出 立会者 鈴木 ○子◎	
27. 5. 9		14	144	□橋 □子	
27. 5. 11	(32)			返納(△田 △美(22T)、□橋 □子(10T)) 5. 29廃棄 6. 15調剤済麻薬廃棄届提出 立会者 鈴木 ○子◎	
27. 5. 13		28	116	×森 ×也	

*1 患者から返却された麻薬数量を受入欄に記入する際には、麻薬卸売業者から購入した数量と区別できるように、①()を付ける、②色を変える、③記号を付ける等の方法により記載してください。

*2 患者から返却された麻薬数量は、残量に加えないでください。

(2) 品目ごとに口座を設けた麻薬廃棄簿を使用する場合 (様式は、[様式28] 参照)

品名	オキシコンチン錠5mg			単位	T
受入年月日	受入数量	廃棄年月日	立会人名	調剤済麻薬廃棄届出年月日	備考
27. 5. 6	4	27. 5. 29	鈴木○子	26. 6. 15	○藤 ○郎
27. 5. 20	32	〃	鈴木○子	〃	△田 △美(22T) □橋 □子(10T)

(3) 口座を設けない麻薬廃棄簿を使用する場合 (様式は、[様式29] 参照)

品名	単位	受入年月日	受入数量	廃棄年月日	立会人名	調剤済麻薬廃棄届出年月日	備考
オキシコンチン錠5mg	T	27. 5. 6	4	27. 5. 29	鈴木○子	27. 6. 15	○藤 ○郎
オキノム散 5mg	包	27. 5. 12	12	〃	鈴木○子	〃	×嶋 ×代
オキシコンチン錠5mg	T	27. 5. 20	32	〃	鈴木○子	〃	△田 △美(22T) □橋 □子(10T)
フェントステープ 2mg	枚	27. 6. 4	2	27. 6. 30	大野○郎	27. 7. 17	◇川 ◇剛

5 秤量誤差の訂正

品名	アヘンチンキ			単位	mL
年月日	受入	払出	残量	備考	
27. 6. 9			53.4	前帳簿から繰越し	
27. 6. 9		1.2	52.2	○部 ○也	
27. 6.29		0.6	51.6	×田 ×子	
27. 6.29			50.0	帳簿訂正(-1.6mL秤量誤差) 立会者 鈴木○子 ^印	

- *1 アヘンチンキは、滴数で処方されることもありますが、「払出」欄は、mLに換算して記載してください。
- *2 秤量誤差を訂正する時は、管理薬剤師が他の職員立会いの下、麻薬帳簿にその旨を記載し、備考欄に立会者が署名又は記名押印してください。
- *3 秤量誤差の訂正は、1瓶(25mL)使い切った時に行なうと正確です。記載例では、1瓶(25mL)使い切り、未開封のものが2瓶(25mL×2)の状態です。

6 倍散・倍液の予製

麻薬帳簿は、剤型・濃度別に記載しなければなりません。したがって、原末から倍散・倍液等を予製した場合は、それぞれの口座を設けなければなりません。

品名	モルヒネ塩酸塩末			単位	g
年月日	受入	払出	残量	備考	
27. 9. 7			1.5	前帳簿から繰越し	
27. 9. 7		0.5	1.0	10%散に予製	
27. 9.14	5		6.0	メトロ薬品八王子支店 U1-3617	

- * 倍散を予製した場合は、帳簿のページを変えるか又は別帳簿に次のような別口座を設けてください。

↓ ↓ ↓

品名	モルヒネ塩酸塩10%散			単位	g
年月日	受入	払出	残量	備考	
27. 8.31			2.5	前帳簿から繰越し	
27. 8.31		1.2	1.3	△中 △男	
27. 9. 7	5.0		6.3	原末から予製	
27. 9. 7		1.5	4.8	□橋 □美	
27. 9.30			5.0	帳簿訂正(+0.2g秤量誤差) 立会者 鈴木○子 ^印	

Ⅲ 麻薬帳簿記載例

7 コデイン、ジヒドロコデイン及びエチルモルヒネの帳簿

コデイン、ジヒドロコデイン及びエチルモルヒネについては、処方箋により払い出した数量・患者名を記載する必要はありません。ただし、麻薬卸売業者からの譲受、倍散の予製、廃棄並びに事故等の記載は、他の麻薬同様に行わなければなりません。

(1) コデインリン酸塩錠の場合

品名	コデインリン酸塩錠20mg			単位	T
年月日	受入	払出	残量	備考	
27. 3. 10	200		200	メトロ薬品八王子支店 S1-2566, S1-2568	
27. 7. 28	100			メトロ薬品八王子支店 S1-3821	
27. 9. 30			76	年間届提出済 (27. 10. 15提出)	

* 毎年9月30日の「残量」欄は、残数確認し、記入しておくことが麻薬小売業者の届(年間届)の提出に当たり必要です。

(2) コデインリン酸塩末を10%散に予製する場合

品名	コデインリン酸塩末			単位	g
年月日	受入	払出	残量	備考	
27. 6. 23	50		50	メトロ薬品八王子支店 T1-8176, 7	
27. 6. 24		10	40	10%散に予製	
27. 8. 5		10	30	10%散に予製	
27. 10. 19		5	25	10%散に予製	

* 10%散を予製した場合は、帳簿のページを変えるか又は別帳簿に次のような別口座を設けてください。

↓ ↓ ↓

品名	コデインリン酸塩10%散			単位	g
年月日	受入	払出	残量	備考	
27. 6. 24	100		100	原末から予製	
27. 8. 5	100			原末から予製	
27. 9. 30			23.5	年間届提出済 (26. 10. 15提出)	
27. 10. 19	50			原末から予製	

* 毎年9月30日の「残量」欄は、秤量し、記入しておくことが麻薬小売業者の届(年間届)の提出に当たり必要です。

(3) コデインリン酸塩10%散を1%散に予製する場合

品名	コデインリン酸塩10%散			単位	g
年月日	受入	払出	残量	備考	
27. 5. 29	50		50	メトロ薬品八王子支店 U1-4097	
27. 6. 15		10		1%散に予製	
27. 9. 30			18.6	年間届提出済 (27. 10. 15提出)	

- * コデイン及びジヒドロコデインについては、1%以下の倍散・倍液を予製する場合は、予製元の口座からの払出しを記載するだけでよく、1%以下の倍散・倍液の口座を新たに設ける必要はありません。

8 業務廃止時に都内の他の麻薬小売業者に麻薬を譲渡する場合

麻薬小売業者の業務を廃止後50日以内に、所有する麻薬を他の麻薬小売業者等に譲り渡す場合を除き、原則として、麻薬の譲渡は出来ませんので、注意してください。

<譲渡側>麻薬小売業者の業務を廃止した都内の薬局 (丸都薬局三鷹店)

品名	オキノーム散5mg			単位	包
年月日	受入	払出	残量	備考	
27. 1. 14			72	前帳簿から繰越し	
27. 1. 14		14	58	□岡 □宏	
27. 4. 3		58	0	3.31業務廃止 4.10麻薬譲渡届提出 丸都薬局吉祥寺店へ譲渡	

- * 麻薬小売業者の業務廃止後50日以内に、麻薬を都内の他の麻薬小売業者等に譲り渡し、麻薬帳簿を閉鎖した後も、当該帳簿は2年間保存しなければなりません。

↓ ↓ ↓

<譲受側>麻薬小売業者の免許を取得している都内の薬局 (丸都薬局吉祥寺店)

品名	オキノーム散5mg			単位	包
年月日	受入	払出	残量	備考	
27. 3. 25			126	前帳簿から繰越し	
27. 3. 25		28	98	○鳥 ○子	
27. 4. 3	58		156	丸都薬局三鷹店廃止に伴う譲受	
27. 4. 9		28	128	○鳥 ○子	

- * 都内の他の麻薬小売業者等が、業務廃止した際に所有していた麻薬を譲り受ける場合、譲渡側が所管の保健所等に提出した麻薬譲渡届の写しを入手し、他の麻薬関連書類と共に保管してください。